

令和２年度 碧南市いじめ問題専門委員会

日 時 令和２年８月４日（火）

午後２時

場 所 碧南市役所５階 教育委員会室

１ あいさつ

２ 委員紹介（辞令交付）

３ 協議事項

（１）いじめ問題専門委員会の役割と活動について

いじめ重大事態の発生と対応について

<資料１>

（２）令和元年度いじめの現状とアンケートについて

<資料２>

（３）その他

４ 連絡事項

いじめ重大事態の発生と対応について

1 重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 いじめ防止対策推進法に定める組織

設置者	名 称	組 織 に つ い て
地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図る。 ＜碧南市青少年問題協議会＞
	教育委員会の付属機関	地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策が実効的に行われるように協議する。 ＜碧南市いじめ問題専門委員会＞
学校	いじめ防止等の対策のための組織	学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。
重大事態発生時	学校または学校の設置者の置く調査組織	教育委員会の付属機関として重大事態にかかる調査を行う。 ＜碧南市いじめ問題専門委員会＞
	首長の付属機関	首長が重大事態に対して教育委員会や学校が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき、首長の付属機関として調査を行う。 ＜碧南市いじめ問題再調査委員会＞

3 重大事態の取り扱いについて（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月文部科学省より）

【重大事態の取り扱いについて、以下の事項を徹底】

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

【重大事態として扱われたものの事例】

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など

※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえる場合があることに留意する。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者などの意向を踏まえた調査が行われることを担保

〈説明事項〉

①調査の目的・目標、②調査の主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項（対象となるいじめ行為、学校の対応等）、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等に従って行うこと）。

【調査結果の説明・公表/個人情報の保護】

〈調査結果の報告〉

- ・公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。
- ・被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。

〈調査結果の公表〉

- ・調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの自殺関係について説明を行うこと。

〈第三者調査委員会等が取得した情報の提供について明記〉

- ・学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供および説明を適切に行うこと。
- ・学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に等々照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示すること。

【調査結果を踏まえた対応】

〈加害児童生徒に対する指導について明記〉

- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

〈調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記〉

- ・学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

〈地方公共団体の長等による再調査〉

- ・これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す。

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、すでに実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更したうえでの調査を行うことも考えられる。

4 学校におけるいじめ防止のための取り組み

【令和2年度 生徒指導に関して】

(1) 「開かれた積極的な生徒指導」を進めていく

「積極的な生徒指導」→「成長を促す指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」を意図的に計画的に行い、自己実現と人間関係作りを支援する生徒指導を進める。

「開かれた生徒指導」→学校・家庭・地域・関係機関との情報共有と行動連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導を進める。

(2) 取り組みの重点

ア まず一人を救う（早期発見・早期対応）

〈見 る〉 予兆を含めた問題の初期段階にみられる変化を見逃さず迅速に対応する。

〈関わる〉 積極的なかかわりを通して信頼関係を築くとともに、適切な対応をする。

〈つなぐ〉 個人、学校で抱え込まず、校内・関係機関との連携の充実を図るとともに、学校段階においても情報共有を丁寧に行い、支援体制を整える。

イ 新たな一人を出さない（未然防止）

〈整える〉 あらゆる機会を通して、児童生徒理解に努め、自己有用感、自己肯定感を高める指導体制づくりをするチーム学校を意識し、魅力ある学校づくりを目指す。

小中学校のいじめ等の現状について

※令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

1 いじめ

令和元年度 小学校：26件 中学校：12件 合計38件（前年度比 －10）
（30年度48件、29年度33件、28年度29件、27年度23件、26年度22件）

【いじめの発見のきっかけ】

〈学校職員が発見〉

学級担任	小学校 2件	中学校 0件
学級担任外	小学校 1件	中学校 0件
養護教諭	小学校 0件	中学校 0件
スクールカウンセラー、相談員など	小学校 0件	中学校 0件
<u>アンケート</u>	<u>小学校 3件</u>	<u>中学校 3件</u>

〈学校の職員以外からの情報により発見〉

本人からの訴え	小学校 6件	中学校 5件
本人の保護者からの訴え	小学校 11件	中学校 3件
本人を除く児童生徒からの訴え	小学校 2件	中学校 1件
本人の保護者を除く保護者からの訴え	小学校 1件	中学校 0件
地域住民などからの情報	小学校 0件	中学校 0件
学校以外の相談機関	小学校 0件	中学校 0件
その他（匿名による情報）	小学校 0件	中学校 0件

【いじめられた児童生徒の相談の状況 ※複数回答】

学級担任に相談	小学校 22件	中学校 10件
保護者や家族に相談	小学校 12件	中学校 9件
学級担任以外の教職員に相談	小学校 7件	中学校 2件
養護教諭に相談	小学校 1件	中学校 1件
スクールカウンセラーなどの相談員に相談	小学校 1件	中学校 0件
友達に相談	小学校 2件	中学校 2件
学校以外の相談機関に相談	小学校 0件	中学校 0件
誰にも相談していない	小学校 0件	中学校 0件

2 不登校

令和元年度 小学校：24名（＋17名） 中学校：43名（－17名） 計67名
（平成30年度 81名 29年度71名、28年度74名、27年度89名）

- ・不登校児童生徒数は、この数年は高止まり傾向である。

令和元年度 不登校率 小学校0.6% 中学校1.97%
（平成30年度の不登校率は小学校0.51%、中学校2.68%）

※全国調査結果では小学校0.5%、中学校3.2%

【令和元年度の調査から】

- ・非行問題行動はほとんどみられず、小中学校全体として落ち着いている。
- ・いじめの発見状況から、本人や本人の保護者からの訴えが多く、学校職員が発見することは難しい現状である。その中、各学校が実施しているアンケートがいじめを発見する機会となっている。
- ・いじめられた児童生徒の相談状況で、最も多い相談先が学級担任であることから、担任と児童生徒の信頼関係の構築がいじめの早期発見早期対応につながっていることがわかる。また、だれにも相談しないで一人で抱えている、孤立している児童生徒がいなかったことは、子どもたちに相談できる環境があるといえる。
- ・いじめの多くは、冷やかしのからかい、悪口である。近年はSNSによるものが後を絶えない状況で、低年齢化・複雑化している。SNS上のトラブルから登校をしぶる児童生徒もいる。不登校にいたらないように心のケア、情報モラル教育、カウンセラーや警察など関係諸機関との連携も重要である。
- ・今後も担任や学年職員が問題を抱え込むのではなく、組織で対応に努めていくことが大切である。

【アンケートの内容について】

各学校で学期末に取り組んでいるアンケート調査が、いじめの発見につながっています。そこで、先生方には市内の学校で実施しているアンケート用紙の内容についてのご助言を頂けたらと思います。